

情報なんぶ

令和5年3月16日発行

南部町行政だより 第237号

総務課 電話66-3112

<http://www.town.nanbu.tottori.jp>

mail to / soumu@town.nanbu.tottori.jp

■ 鳥取知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が執行されます

～投票日は4月9日（日）～ ■

鳥取知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が以下のとおり執行されます。

投票は、一人ひとりが政治に参加する最もよい機会です。皆さん、そろって投票しましょう。また、投票日当日にご都合が悪い場合は、期日前投票をご利用ください。

【投票日】

区 分	月 日	投票時間
鳥取県知事選挙	4月9日（日）	午前7時～午後8時
鳥取県議会議員一般選挙		※第9投票所は午後6時まで

【投票場所】

第1投票区	東西町コミュニティセンター	第6投票区	青年の家
第2投票区	ふるさと交流センター	第7投票区	南部町役場天萬庁舎
第3投票区	おおくに田園スクエア	第8投票区	総合福祉センターいこい荘
第4投票区	キナルなんぶ	第9投票区	会見第二小学校
第5投票区	<u>南さいはく交流拠点施設</u>		

※第4投票所（キナルなんぶ）に投票にお越しの際は西伯小学校の駐車場もご利用いただけます。

※第5投票所は、今回の選挙から投票場所が変更（上長田会館⇒南さいはく交流拠点施設）となります。

【期日前投票】

区分	期日前投票期間	投票時間	投票場所
県知事選挙	3月24日（金）～4月8日（土）	午前8時30分 ～午後8時	プラザ西伯
県議会議員選挙	4月1日（土）～4月8日（土）		富有まんてんホール

※プラザ西伯、富有まんてんホールのどちらの期日前投票所でも投票ができます。

【開票】

月 日	開票時間	開票場所
4月9日（日）	午後9時～	プラザ西伯

【投票所における新型コロナウイルス感染症対策について】

選挙管理委員会では、投票所内での感染防止に取り組んだうえで選挙を実施しますので、安心して投票にお越しください。投票所には感染症対策として、投票用紙等へ記入するための使い捨て鉛筆を準備しますが、選挙人が持参した筆記用具（原則鉛筆とする。）での記入も可とします。

【問い合わせ先】 南部町選挙管理委員会事務局 ☎66-3112

■ 農地法の下限面積が廃止されます ■

農業従事者の減少が加速する中、耕作放棄地を解消し、効率的な農業の展開を支援するため、農地法関連法が改正されました。

【主な改正の内容】

農業経営基盤強化促進法の改正では、認定農業者や新規就農者の方々に対する支援が講じられ、これと合わせて農地法の改正も行われ、多様な人材の確保・育成を後押しする施策として、これまでに農地の権利取得の申請時に求めていた下限面積要件が令和5年4月1日から廃止されることになりました。

※農地の権利取得の申請に必要なそのほかの要件は、引き続き継続となります。

【農地法第3条の許可申請の要件（売買、贈与、貸借、相続人以外の特定遺贈等）】

※解除条件付き貸借や法人（農地所有適格法人等）の場合の要件とは一部異なります。

要件	R5. 3. 31まで		R5. 4. 1から	
農地の全てを効率的に利用すること	農地の取得者が、機械や労働力を適切に利用するための営農計画を持っていること		左記に 「資産保有または投機などの目的の農地取得はしないこと」等を追加	
必要な農作業に常時従事すること	農地の取得者が、必要な農作業に常時従事（原則、年間150日以上）すること		変更なし	
地域との調和要件	<ul style="list-style-type: none"> ・水利調整に参加しない、無農薬栽培の取り組みが行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと ・集団化している農地を利用している地域で、その利用を分断しないこと ・地域の借賃水準よりも極端に高額な契約が締結され、地域の一般的な借賃単価を著しく引き上げるおそれがないこと等 		左記に 「地域計画の実現に支障を生ずるおそれがないこと」等を追加	
下限面積要件 （農地の取得後の農地面積が一定の面積以上であること）	地域	取得後の下限面積	地域	取得後の下限面積
	下記以外の南部町全域	50アール (5000㎡)	南部町全域	廃止
	能竹、下中谷、上中谷、大木屋、大国地区、馬場、徳長、武信、道河内、伐株、鴨部、落合、福頼、掛相、馬佐良、中、八金、東上	40アール (4000㎡)		
法勝寺、宮前、天萬	30アール (3000㎡)			

※相続でも遺産分割、包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈の場合や、時効取得の場合は農地法の許可は不要ですが、その権利を取得したことを知った日から、おおむね10か月以内に、農業委員会事務局に「農地法第3条の3」の届出が必要です。

【提出・問い合わせ先】 農業委員会事務局 ☎64-3792

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方を介護されている家族のつどいを開催します。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、介護についての日頃の思いを話し合い、認知症について勉強をしたり、介護についての相談・助言を受けることができます。

※参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【日 時】 4月21日（金） 午前10時～正午

※途中からの参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【場 所】 キナルなんぶ2階 会議室

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

■ 「オレンジカフェ」開催のお知らせ ■

介護にかかわる方々のほか、地域のどなたでも自由に参加できる集いの場「オレンジカフェ」を開催します。介護や認知症についての個別相談もできます。

※参加申し込みは不要です。開催中止の場合は防災無線放送にてお知らせします。

《 米やカフェ 》

日 時	4月18日（火） 午前9時30分～11時 ※ご都合に合わせてご参加ください。
場 所	えん処 米や（旧法勝寺街道）
内 容	楽しく脳トレ
お茶代	100円

《 さくらカフェあいま 》

日 時	4月27日（木） 午後1時30分～3時30分 ※ご都合に合わせてご参加ください。
場 所	「てま里」交流スペース（天萬庁舎近く）
内 容	ラジオ体操
お茶代	100円

【問い合わせ先】 健康福祉課 ☎66-5524

■ スマホ教室のご案内 ■

スマホの使い方が分からない方、初めてスマホを使う方は、是非ご参加ください。

	第38回	第39回	第40回
講座	キャッシュレス講座（応用編） （定員20人）	ショッピング講座 （定員20人）	初心者講座 （定員20人）
内容	キャッシュレス決済（PayPayなど）の応用	ショッピングの基本（Yahooなど）、注意点、体験	インターネット、カメラ、地図など
開催日時	4月20日（木） 午前10時～正午	4月20日（木） 午後1時～3時	4月23日（日） 午前10時～正午
場所	キナルなんぶ2階 中会議室		キナルなんぶ2階 小会議室
講師	ソフトバンク スマートフォンアドバイザー		・デジタルリーダー （町青年団・高校生） ・町職員

※全ての講座が、これまで開催したものと同一内容です。

※第38・39回のみ体験用スマホをご用意します。

【対象】 年齢制限なし

【参加費】 無料

【申込方法】 申込書をデジタル推進課に①～④のいずれかの方法で提出

①持参 ②QRコード ③FAX ④メール

【申込締切】 4月7日（金）必着（申込多数の場合は先着順）

【問い合わせ先】 デジタル推進課 ☎46-0108 FAX：66-4426

e-mail：digital@town.nanbu.tottori.jp



▲申込用QRコード

-----<切り取り線>-----

<スマホ教室申込書>

氏名：	年齢：	歳
住所：南部町	連絡先：	
参加講座（ご希望の講座に○をつけてください）		
	第38回 「キャッシュレス講座（応用編）」	
	第39回 「ショッピング講座」	
	第40回 「初心者講座」	
スマホ所有（有・無）		

（受付： 月 日）